令和6年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R7.3.27

	l	I			1	₹1.3.21			
N7.4-	種別		<u>‡</u>	基準書該当箇所	変更情報	変更情報			
<u>通知日</u>	改定 訂正	種別 本編 別冊	基準書ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表ページ			
R6.11.25	訂正	本編	11-11	第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2] 独自基準 第1章 9. 均し区分、余裕幅	構造水深について一部追記	1			
R6.11.25	訂正	本編	14-25 14-26	第14編 森林整備 第3章運搬工 [2] 独自基準 2-2-1 小型不整地運搬車 2-2-2 不正地運搬車	機械運転単価表における 燃料消費量の訂正	2~3			
R7.2.27	改定	本編	11-17	第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第4章 就業時間別の船員供用係数	就業時間別の船員供用係数の改 定	4			
R7.3.27	改定	本編	VI-2	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [独自基準] ①-1区画線工(島根県独自) 標準単価の規格・仕様	日当たり標準施工量の改定	5			
R7.3.27	改定	本編	VI-7~VI-12	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 [独自基準] ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲	適用範囲について一部改訂	6~8			

[編 土木工事標準単価及び市場単価]								1							1143月2
	ページ	改定前(令和7年3月31日まで適用)					改定後(令和7年4月1日以降適用)								
章 土木工事標準単価 2	Л-2														
2 - 2 標準単価の別格・仕様	₹VI編 土木工事標準単価及び	・ ブ市場単価													
2 - 2 標準単価の別格・仕様	1章 土木工事標準単価														
図画線工(集視素強目) 【図数型ペイント式(手動式) 2-2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様 日当たり標準施工船は、下表のとおりである。 接入															
2-2 標準単価の規格・仕録 区画線工の標準単価の規格・仕録 ま - 1 区画線設像 (ペイント式・手動式) 規格・仕様 単位 (参加7年3月31日まで適加) 表一1 区画線設像 (ペイント式・手動式) 規格・仕様 単位 (参加7年3月31日まで適加) 表一1 区画線設置 (ペイント式・手動式) (を加7年3月31日まで適加) 表一1 区画線設置 (ペイント式・手動式) (を加7年3月31日まで適加) 表一1 区画線設置 (ペイント式・手動式) (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 (令和7年4月1日以降適加) 表一1 区画線設置 (ペイント式・手動式) (令和7年4月1日以降適加) またり (本記) 表記) (本記) 表記) (本記) (本記)		┃ ペイント式(手動式)													
区画線工の標準単価の規格・仕様、目当たり標準施工能は、下表のとおりである。 表一1 区画線設置(ペイント式・手動式)															
区画線工の標準単価の規格・仕様、目当たり標準施工能は、下表のとおりである。 表一1 区画線設置(ペイント式・手動式)									9 - 9 - 麺雑労却の共	114 . /-	416				
接手性の		55 35 (2000 0100 0100)	of the state of th									こり 標準施	丁量は	下表の	とおりである。
表一1 区画輸設館 (ペイント式・手動式) 規格・仕様 単位 標準施工量		区画線工の標準単位	価の規格・仕様、日当	たり標準施工	二量は,下	下表のと	おりである。		Front (1) Veryan 2 1/1 - 1	-IIII - > /9C	ш шм, н п	C 7 DI - 1-3/E	LA ZEST ON	1.30	0,000,000
#位 日当たり 標準施工量 (共用区間			± 1 F7	toet%å⇒n.ess /.	° 4 \ . 1 →	4 TE	4-4-1	((令和7年3月31日まで適用])					
操作・仕様 操作施工量 機相区間 機格・仕様 操作施工量 機相区間 接格・仕様 操作施工量 機相区間 接格・仕様 機能工量 機用区間 溶剤型 実線 15cm m 990 機線 15cm m 831 30cm m 475 475 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は途布延長とする。 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は途布延長とする。			表一1 区	. 四梯設直(~	M > PE	八・子男	25 1201								
使用区間 接格・仕様 単位 使用区間 接格・仕様 単位 使用区間 接格・仕様 上面 使用区間 接格・仕様 接体・仕様 接体・せん			+8+8	LLHY	8	114/4	St. Children of								1000-100-2001
注: 15cm m 990 15cm m 831 30cm m 475 475 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は途布延長とする。			及伯	江本		中亚					規格・	仕様		単位	0.000.0000 5-00
2				宇總	15cm	m	1.000.000.000.000.000.000			3					
(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 (全和7年4月1日以降適用) (全和7年4月1日以降適用) (全和7年4月1日以降適用) (本和7年4月1日以降適用) (本和7年4月1日以降通用) (本和7年4月1日以来) (本和7年4月1日以来) (本和7年4月1日) (本和7年4月1日) (本和7年4月1日) (本和7年4月1日) (本和7年4月1日) (本和7年4月1日)			050 0000000000	-		1,52					溶剤型	実線			
(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。 (合和7年4月1日以降適用) 表-1 区画線設置 (ペイント式・手動式) 世位 標準施工量 (共用区間) 溶剤型 (加熱式) 実線 15cm m 1,000 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 30cm m 429 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。			(加熱式)	破線	100000000000000000000000000000000000000	32,07.5					(加熱式)	破線			
2. 破線は塗布延長とする。 2. 破線は塗布延長とする。 (合和7年4月1日以降適用) 表-1 区両線設置 (ペイント式・手動式) 規格・仕様 単位 機用区間 溶剤型 (加熱式) 実線 15cm m 1,000 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。			(注) 1. 線色は白1		20000000000000000000000000000000000000	7.60				(注)	1 線角け白色	イマは苦色	10.150	m	475
表-1 区画線設置 (ペイント式・手動式) 規格・仕様 申位 日当たり 標準施工量 供用区間 次線 15cm m 1,000 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は途布延長とする。										(1.1.)					
規格・仕様 単位 日当たり 標準施工量 供用区間 溶剤型 (加熱式) 実線 15cm m 1,000 m 816 30cm m 429 (注) 1.線色は白色又は黄色とする。 30cm m 429 2.破線は塗布延長とする。								((令和7年4月1日以降適用)						
規格・仕様 単位 標準施工量 (加熱式) 実線 15cm m 1,000 破線 15cm m 816 30cm m 429											表-1 区	画線設置	ペイン	、式・手	動式)
接角型 実線 15cm m 1,000 では では では では では では では															w w
溶剤型 (加熱式)実線15cmm1,000破線15cmm81630cmm429											規格·	仕様		単位	
探別型 (加熱式) 破線 15cm m 816 30cm m 429 (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。															供用区間
(加熱式) 破線 30cm m 429 (注) 1.線色は白色又は黄色とする。 2.破線は塗布延長とする。											溶剤型	実線	-	+ +	
(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。											(加熱式)	破線	80.9		7,200
2. 破線は塗布延長とする。										(注)	1 組备/計点	ケフト芸術	12/19/06/19/	m	429
										(11)					
追加								╽┖			the state of the state of			—	> + 1 =
															追加

ページ	改定前(令和7年3月31日まで適用)	改定後(令和7年4月1日以降適用)
VI-7 第VI編 土木工事標準単価及で第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ⑥橋梁付属物工	び市場単価 ⑥ 橋梁付属物工 ⑥ 一 1 橋梁用伸縮継手装置設置工 3. 適用にあたっての留意事項 (8) 以下を読み替える。 文中の「第 II 編第 2 章 窓殻運搬」を「建設工事積算基準第 II 編第 2 章 窓殻運搬」	 ⑥ 一 1 橋梁 用 伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲 (令和7年4月1日以降適用) 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 以下を読み替える。 文中の「別解一覧表参照」を「建設工事積算基準第V[編第2章⑥橋梁付属物工 <参考資料>◆市場単価適用可能 橋梁 用伸縮維手装置一覧表参照」 3. 適用にあたっての留意事項 (8) 以下を読み替える。 文中の「第II 編第2章の影響順」を「独設工事確算基準第II 編第2章の影響機」
VI-8 第VI編 土木工事標準単価及で第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ⑥橋梁付属物工	で市場単価 (記載なし)	文中の 第 1 編第 2 章岳改善級 を「建設 工事有度基準第 1 編第 2 章岳改善機

ページ	改定前(令和7年3月31日まで適用)	改定後(令和7年4月1日以降適用)
VI-9 第VI編 土木工事標準単価及第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ⑥橋梁付属物工	 び市場単価 (記載なし)	(************************************
VI-10 第VI編 土木工事標準単価及第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ⑥橋梁付属物工	び市場単価 	PRODUCTO PRODUCTION PRO

ページ	改定前(令和7年3月31日まで適用)	改定後(令和7年4月1日以降適用)				
Ⅵ-11 第Ⅵ編 土木工事標準単価及び第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ⑥橋梁付属物工	 (記載なし)	(参考資料) ◆市場単価適用可能 機梁用伸縮總手装置一覧表 日 注 間 係 日 接 要 日 注 間 係 日 接 要 日 注				
VI-12 第VI編 土木工事標準単価及で第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ⑥橋梁付属物工	ででは、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				